

今回は **みなさんの権利を守ります(権利擁護、虐待防止・早期発見)** の紹介です。

**高齢者の虐待を防ごう！**

平成17年11月に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(高齢者虐待法)」が成立しました。

高齢者の虐待は、身体的、心理的、性的、経済的、介護・世話の放棄・放任があります。虐待されている高齢者の8割は「軽い認知症でほどほどに自立している」方が多く、虐待の要因は介護負担の大きさや介護ストレスと関連しています。

家族など身近な人による虐待は、声があがりにくい、発見と援助者の介入を困難にします。介護サービスの利用の仕方がわからない場合や、無理な介護生活で虐待に至る場合もあります。

虐待の防止・早期発見のためにも、介護が必要になったときには早めに地域包括支援センターまでご相談ください。また地域で困っている方がいたらお知らせください。

また、悪質な詐欺商法や消費者金融などの消費者被害の防止など、さまざまな権利に関する問題にも対応します。高齢のみなさんが安心していきいきと暮らすために、みなさんの持つさまざまな権利を守ります。

問い合わせ先 保険医療課  
(平日) 地域包括支援センター ☎ 57-8511  
(平日以外) 市役所代表 ☎ 56-0511



**お金の管理や契約などに不安はありませんか？**

お金の管理や契約に関することに不安があるとき、頼れる家族がいない場合などには、成年後見制度や権利擁護事業が利用できます。

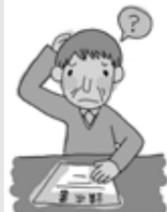
**成年後見制度**

不動産や預貯金などの財産管理、介護などのサービスや施設への入所等に関する契約など、適切な判断をすることが難しい高齢者のみなさんを後見人などが本人に代わって管理します。本人が自分で契約等をするときに同意を与えたり、本人が同意を得ないで行なった不利益な契約等を取り消すなどの支援をする制度です。

**権利擁護事業**

日常生活において必要なことを自分ひとりでは判断することが難しい高齢者に日常的な金銭の管理、証書など書類の保管サービス、福祉サービスの利用の援助...を社会福祉協議会が支援する制度です。

地域包括支援センターでは制度の利用の相談や手続きの支援を行います。



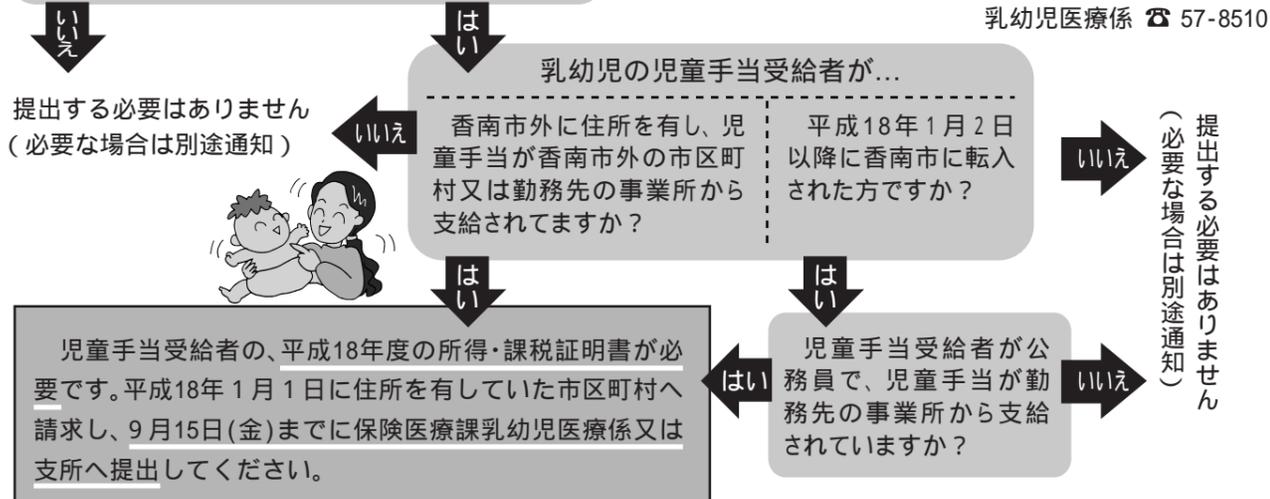
シリーズ「地域包括支援センター」ってどんなところ？

**乳幼児医療費受給者証をお持ちの保護者のみなさまへ**

ただし、以下に該当する方は、平成18年度の所得・課税証明書を提出してください。

受給者証の期限が平成18年9月30日までですか？

問い合わせ先 保険医療課  
乳幼児医療係 ☎ 57-8510



10月は乳幼児医療費受給者証の年次更新の月です。期限が9月30日までの方には、9月中旬に更新した受給者証を送付します。更新の手続き(申請書の提出)は必要ありません。

**24時間申請可能！**

**便利な電子申請・電子ロッカーをご利用ください**

香南市では、住民サービスの向上を目的に、住基カードを利用した電子申請・電子ロッカーのサービスを行っています。

インターネットを利用して好きな時間に申請すると、市役所の閉庁時間でも電子ロッカーから申請物が取得できる便利なシステムです。平日はお仕事で忙しい方も、事前に利用登録をしておけば土日祝日にも住民票等が受け取れます。



**利用を始める前に**

すべての利用登録は本庁市民課窓口にて受付住基カードの申請

**公的個人認証の登録**

手数料500円  
【今なら500円分の図書カードをプレゼント】  
顔写真付にすると身分証明書として使用可能です。

**電子申請の利用登録**

手数料500円  
住基カードに電子証明を入れるサービスです。確定申告など国や県のサービスが一部利用可能になります。

**電子ロッカーの利用登録**

登録料無料  
24時間いつでもご自宅のパソコンから申請が可能です。

**利用開始**

登録料無料  
【電子申請時に必要なICカードリーダー(住基カードを挿入する機械3,000円相当)を先着20名様にプレゼント】

**電子ロッカー「申請」から「受け取り」まで**

**利用者**  
自宅のパソコンから香南市ホームページの電子申請サービスを利用して申請(住基カード対応のICカードリーダーが必要ですが、FAXにて申請もしくは、FAX用申請書に記載し、自宅のFAXにて申請)

**行政**  
電子申請・FAX申請送信元にFAXにて確認書を送付(申請内容を確認し証明書などを作成。交付物をロッカーにいれる。)

**利用者**  
ロッカーに住基カードを挿入し、電子ロッカー利用登録時に設定した暗証番号を入力し手数料を支払い、交付物を受け取る。(交付物は、5日間保管されます)



**申請できるもの**

- 住民票
- 住民票の除票
- 課税・非課税証明
- 所得証明
- 評価証明及び軽自動車納税証明書(車検用証明書)
- 《電子申請のみ申請できるもの》
- 転出届
- 印鑑登録
- 印鑑登録証再交付
- 印鑑登録廃止

**ロッカー設置場所・利用時間**

- のいちふれあいセンター 吉川庁舎 (午前8時30分～午後10時)
- 香我美庁舎 夜須庁舎 (午前8時30分～午後5時15分)
- 今後、のいち駅待合室にも1台設置する予定です。

**【申請受付時間】** 問い合わせ先 市民課 ☎ 57-8506

平日申請は、午後3時までの受付分を、当日午後5時までに作成し、保管。休日申請は、次の平日に受付、その日の午後5時までに作成し、保管。電子申請、電子ロッカーともに、利用可能となる申請や、電子ロッカーの稼働時間などを改善し、住民サービスの向上につなげていきます。